

船舶事故調査報告書

令和3年4月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和2年10月18日 07時20分ごろ
発生場所	沖縄県宮古島市大浦湾二ツノ離レ北東沖 平良港下崎北防波堤灯台から真方位045°1.7海里付近 (概位 北緯24°51.1 東経125°17.2)
事故の概要	プレジャーボート(船名なし)は、航行中、転覆した。
事故調査の経過	令和2年11月9日、主管調査官(那覇事務所)を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート (船名なし) 不明(全長約3.5m) なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 1.12m、波向 北北西(平良港) 潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、操縦者及び同乗者2人が乗り、海上に波が立ち始めてきたので陸岸の砂浜に向けて無人島を出発し、操縦者が、うねりがあることを知っていたが、進行方向に見える陸岸を見ながら船尾部で船外機を操作し、船首を南東～南南東方に向けて海面の状況を気にすることなく航行を続けていたところ、船尾方からうねりを受けた際、船尾部が浮いて船首部が下がった時に船首部に大量の海水が入って転覆した。</p> <p>操縦者及び同乗者2人は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>操縦者は、本船について、機関出力1.5kW(2馬力)未満の船外機を搭載していたので、小型船舶操縦免許は不要で、船舶検査も必要ないミニボートと思い込んでいた。</p>
分析	<p>本船は、波高約1m及び北北西の波向の影響を受ける状況下、操縦者が、船首を南東～南南東方に向け、海面の状況を気にすることなく陸岸の砂浜に向けて航行中、船尾方からうねりを受けたことから、船尾部が浮いて船首部が下がった時に船首部に大量の海水が入って転覆したものと考えられる。</p> <p>本船は、機関出力1.5kW(2馬力)未満の船外機を搭載していたが、全長が約3.5mであることから、全長×0.9の登録長さが約3.15mと3mを超えており、船舶検査を受ける必要があった。また、操縦者は、本船を操縦するには小型船舶操縦免許が必要であった</p>

	<p>が、同免許を取得していなかったことから、本船の船長として乗船してはならなかった。</p>
原因	<p>本事故は、波高約 1 m 及び北北西の波向の影響を受ける状況下、操縦者が、船首を南東～南南東方に向け、海面の状況を気にすることなく本船が陸岸の砂浜に向けて航行中、船尾方からうねりを受けたため、船尾部が浮いて船首部が下がった時に船首部に大量の海水が入って転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操縦者は、波の影響を受けやすい小型船舶を操縦する場合、海面の状況をよく確認し、波が立ち始めた時は出航を控えること。 ・小型船舶の暴露甲板に乗船する者は、救命胴衣を着用すること。 ・小型船舶の船長として乗船する場合は、有効な操縦免許証を受有し、所持すること。 ・機関出力が 1.5 kW (2 馬力) 未満の船外機であっても、登録長さが 3.0 m 以上の小型船舶は、船舶検査を受ける必要があるため、受検すること。